

令和5年度 歳末たすけあい運動配分金配分要綱

兵庫県共同募金会伊丹市共同募金委員会

この要綱は、兵庫県共同募金会伊丹市共同募金委員会（以下「本会」という。）が行なう「歳末たすけあい運動」の配分を、適正かつ効果的に行なうために必要な事項を定めるものとする。

1. 配分助成目的

歳末たすけあい運動の募金を財源とし、住みなれた地域を良くしようと様々な地域福祉活動に取り組まれている団体・施設等が年末年始に行う事業に助成するものとする。

2. 対象事業

新たな年を迎える時期にあたり、ひとり暮らしの高齢者、子ども、障がいのある方等が、地域で安心して暮らすことができるよう住民の参加や理解を得て実施される下記の福祉活動を対象とする。

- ①地域での福祉活動を行う団体・グループ等が実施し、ひとり暮らしの高齢者や子ども、障がいのある方等の地域住民が参加できる福祉活動事業
- ②地域での福祉活動を行う団体・グループ等が実施する、地域福祉講演会等の地域住民への福祉活動の啓発事業
- ③NPO法人、障害福祉サービス事業所及び地域活動支援センター（旧法：小規模作業所及び小規模授産施設）、社会福祉法人が実施する地域住民との連携・交流などを目的とした地域交流事業
- ④全市的な福祉活動への支援事業（住民交流事業、講演会等）

3. 配分金額

- ・1事業につき対象経費の5分の4以内（20%は自己資金）で5万円を上限とする。
- ・全市的な事業については対象経費の5分の4以内（20%は自己資金）で15万円を上限とする。

※ただし、その他事業については、歳末たすけあい配分部会で、その事業内容・規模を考慮のうえ、上限額を定めるものとする。

※令和5年度より、新型コロナウイルス感染症対策費（1事業につき3万円を上限）とするコロナ配分金を廃止とする。

4. 配分決定

令和5年度歳末たすけあい運動配分予算の範囲内で決定する。なお、決定においては、伊丹市共同募金委員会歳末たすけあい運動配分審査部会による書類審査等により決定し、申請団体へ通知する。なお、審査結果については公開する。

5. 申請手続

①配分要綱及び別紙「歳末たすけあい運動における公募配分の手引き」により、所定の申請用紙（様式1-1、1-2）に必要事項を記入。必要書類等を添付し、伊丹市共同募金委員会事務局へ提出する。

②配分審査会において、事業内容及び配分金の使途について申請用紙（様式1-1、1-2）をもって事務局より説明する。

※必要書類

- ・団体・施設等の概要が分かる書類
- ・歳末たすけあい運動配分金公募配分申込書（様式1-1、1-2）
- ・事業内容がわかるものを添付（写真等）
（写真については、広報誌等に掲載する場合がありますので、参加者の了解を得てください）
- ・歳末たすけあい運動配分金公募配分報告書（様式2-1、2-2）（事業終了後に提出）

6. 申込締切日

令和5年9月1日(金)(必着)

7. 配分審査会

令和5年9月中旬（予定）

8. 配分事業実施時期

令和5年10月14日(土)～令和6年3月6日(水)

9. 事業完了報告

事業完了後2週間以内に歳末たすけあい運動事業報告書（様式2-1、2-2）及び事業内容のわかるものを提出。（最終締切：令和6年3月14日（木））

※必要に応じ、伊丹市共同募金委員会歳末たすけあい運動配分審査部会での報告を求める。

10. 問い合わせ・申込書提出先

〒664-0014 伊丹市広畑3-1 いたみいきいきプラザ内2階
兵庫県共同募金会伊丹市共同募金委員会 電話 072-779-8512